

緊急点検等の対応方針(報告)

国土交通省 港湾局

平成25年3月18日

老朽化した港湾施設の緊急点検

港湾施設の老朽化の進展、中央道笹子トンネル事故を始めとする既存社会資本ストックの老朽化による機能不全等に適切に対応するとともに、将来に渡る社会資本ストックの効率的、効果的な更新を計画的に進めるため、全国有港湾施設約4,000施設のうち、著しく老朽化が進行していると過去に判断された外郭施設、係留施設、臨港交通施設の約540施設を対象に緊急点検等を実施する。

なお、港湾管理者所有施設についても、防災・安全交付金等により支援する。



【港湾施設の緊急点検の実施】

港湾施設の老朽化対策の推進

港湾施設の老朽化による機能不全等に対する適確な対応を図るため、老朽化した港湾施設の老朽化対策を推進する。



☆トンネル関連緊急点検

- H24.12.3 大阪湾夢咲トンネル点検指示(12.8異常無しを確認)
- H24.12.7 トンネルジェットファン等重量物点検指示(12.26異常無しを確認)
- H24.12.7その他付属物点検指示(H24年度末報告予定)

☆係留、外郭、臨港交通施設の緊急点検 (H24年度補正)

港湾の施設の維持管理技術マニュアルに記載の一般定期点検、詳細定期点検に示された項目について点検実施
空洞化調査、洗掘調査、鋼材腐食調査などに重点
(H25.6末報告予定)

☆トンネル関連緊急点検情報提供

H24.12.3 トンネル関連緊急点検に関する国の取組について情報提供(点検を実施した場合は結果の報告を依頼)

☆不特定多数の人が利用する港湾施設等の緊急点検依頼

H25.2.26 旅客船ターミナルビル、旅客乗降施設、旅客用係留施設、港湾緑地、上屋、係留施設、臨港交通施設(橋梁) など
(一般点検:H25.7.1までの報告を依頼
一般点検にて異常が見られる施設については
詳細点検:H26.3.24までの報告を依頼)

緊急点検結果の活用

- ・平成25年7月頃に取りまとめ、公表予定。
- ・点検の結果を活用し、早急に対策を講ずべき施設を選定、老朽化対策を推進。
- ・緊急点検結果を活用した維持管理に関する技術開発の検討及び点検に関するガイドラインの作成

○栈橋、岸壁、物揚場、護岸

調査目的: エプロン空洞化確認(吸い出し、液状化などの要因)

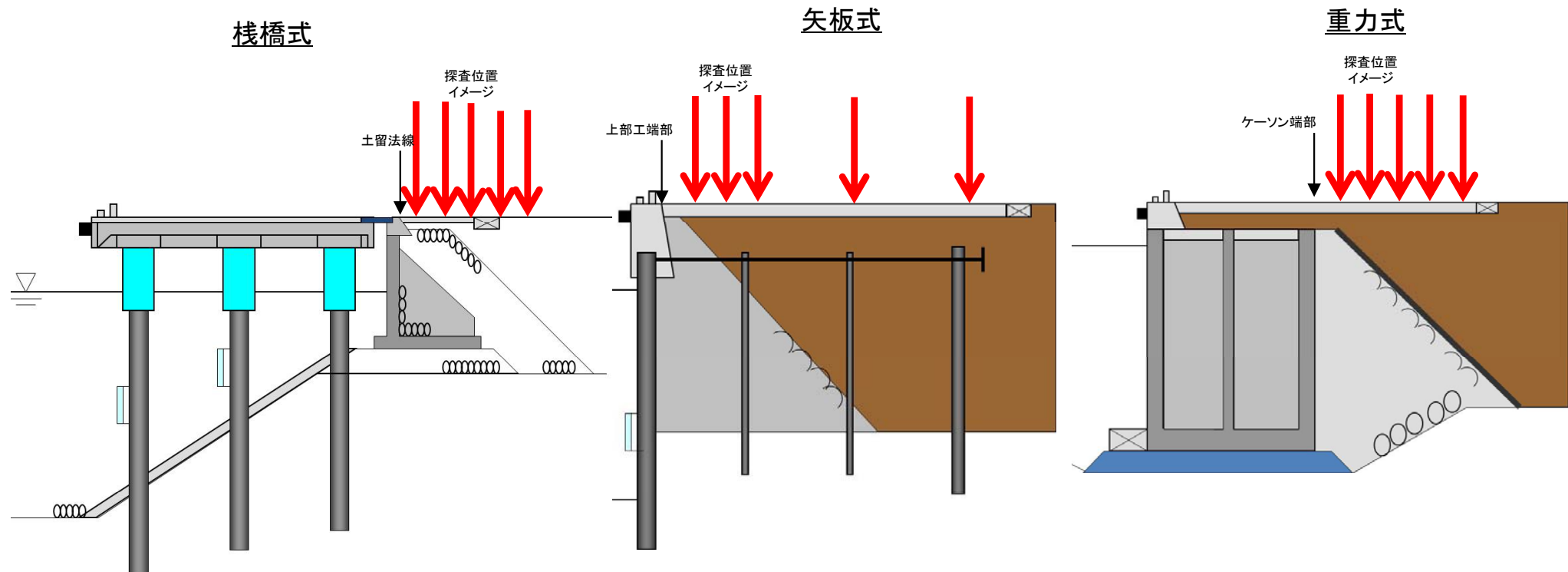
調査方法: レーダー探査

○点検範囲(例)

栈橋式は土留め法線から、矢板式は岸壁上部工端部から、重力式はケーソン端部から全延長に渡って探査(岸壁等の前面法線の移動もあわせて測定)。

注1) あくまでも例であり、探査位置は各構造に応じ、空洞化調査として適正と思われる箇所を選定。

注2) 必要に応じて探査測線の本数を増やして調査。



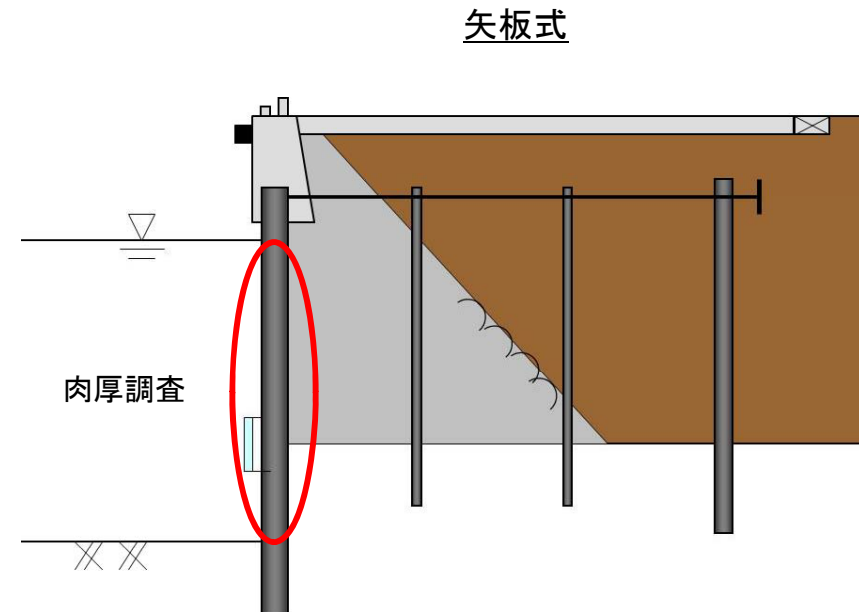
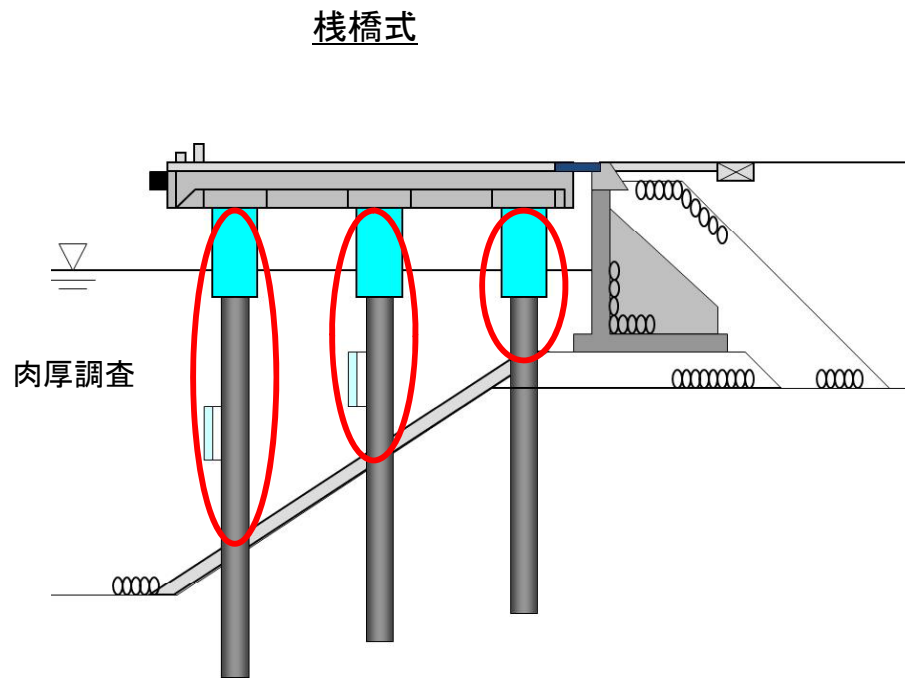
○岸壁、物揚場、護岸

調査目的:鋼材腐食状況の確認

調査方法:肉厚測定

○点検範囲(例)

栈橋式、矢板式等鋼構造物の鋼材について、所要の範囲を測定する。



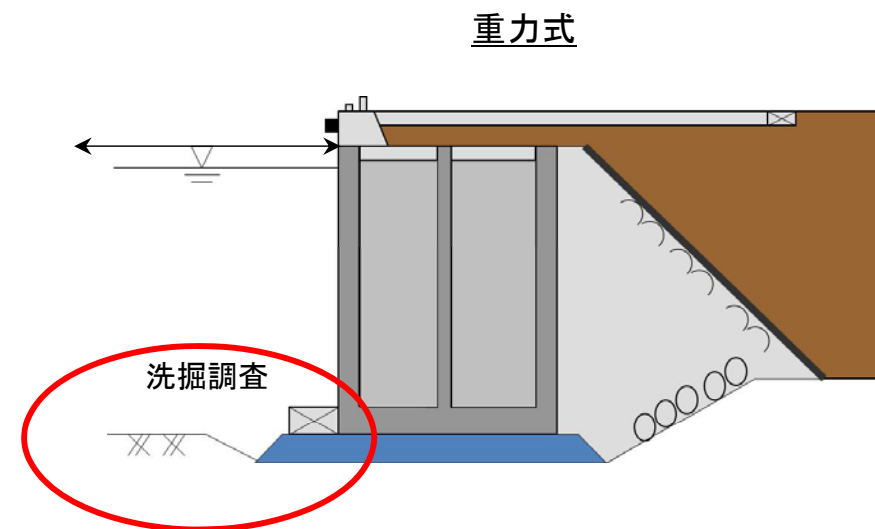
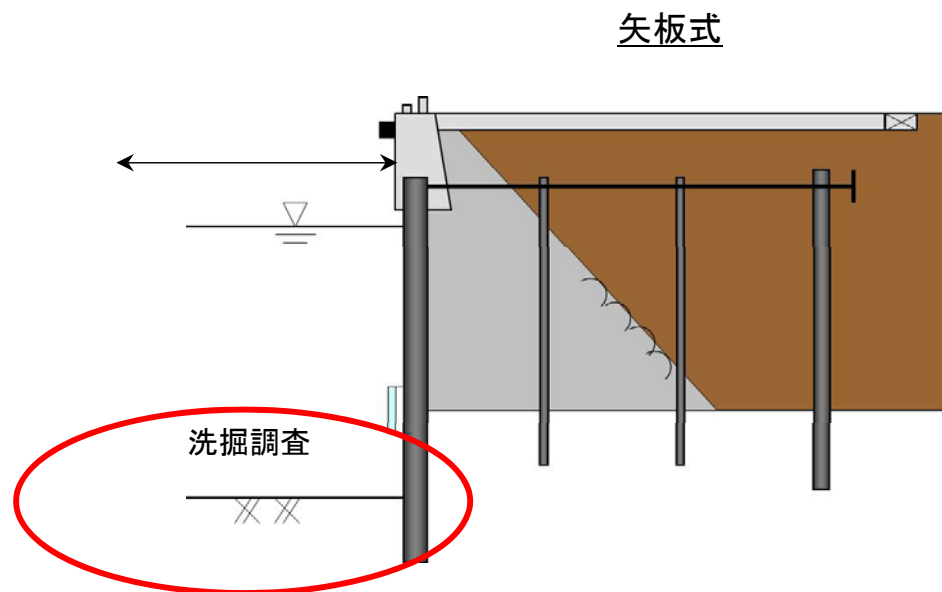
○岸壁、物揚場、護岸

調査目的: 前面洗掘確認(設計水深が確保されているか、洗掘されていないか)

調査方法: ナローマルチビーム測量

○点検(測量)範囲(例)

矢板式、重力式とも岸壁の全延長について、岸壁法線から海側の部分を測量範囲とする。



○防波堤

調査目的: マウンドの洗掘状況確認(ケーソン転倒要因などの確認)

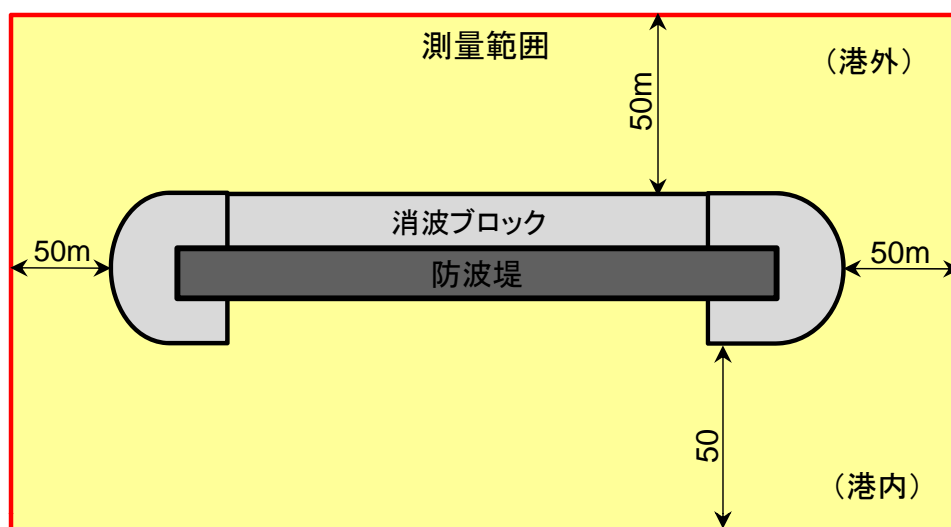
調査方法: ナローマルチビーム測量

○点検(測量)範囲(例)

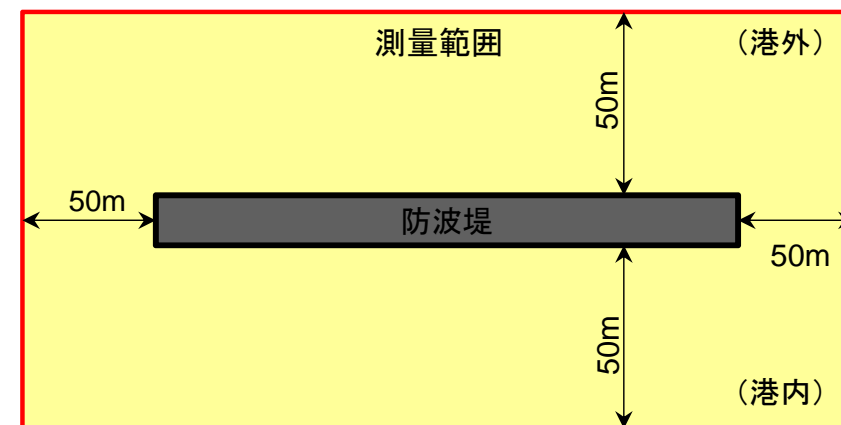
消波ブロックがある場合、消波ブロックの法尻から前後左右に50m程度離れた部分までを測量範囲とする。

消波ブロックがない場合、防波堤本体の端から前後左右に50m程度離れた部分までを測量範囲とする。

消波ブロック有り



消波ブロック無し



○防波堤

調査目的: ケーソン側壁損傷調査(通称「キツツキ現象」の調査)

調査方法: ビデオ画像を用いたケーソン本体側壁の目視調査

○点検(測量)範囲(例)

消波ブロック有り防波堤の全延長

○調査イメージ



モニターと一体型のキャリーバッグ
※ディスプレイの映像はほめこみ画像となります。



水中カメラ

※詳細に関しては、一部仕様変更等ある場合がありますことをご了承下さいませ。

水中ビデオカメラは多様な製品があるため、特に機能上の指定はない。

作業員が防波堤上からビデオカメラをブロックの隙間に差込み、モニターを確認しながら調査を行う。横移動が出来ないので、都度引き上げて移動する。

